

日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第289号

【目 次】

- | | |
|---|--|
| 福島事故後の原子炉設置変更許可取消訴訟の下級審裁判例による伊方最判の引用は適切か? ······ 1
佐藤 佳邦 | |
| 中間指針第五次追補後の控訴審判決の動向 ······ 10
豊永 晋輔 | |

- | | |
|------------------|--|
| 研究班の動き ······ 15 | |
| 新着図書案内 ······ 17 | |

福島事故後の原子炉設置変更許可取消訴訟の下級審裁判例による伊方最判の引用は適切か?

山口大学准教授 佐藤 佳邦

1. はじめに

再稼働を目指す各地の原子力発電所をめぐり、原子力規制委員会（以下「規制委」¹という。）による安全審査が進められている。すでにいくつかの原子炉が、規制委の設置変更許可を得て再稼働を果たした^{2 3}。他方でこの動きに対しては、許可取消しを求める行政訴訟が各地で提起されている。裁判所が許可を取り消した例もあり⁴、再稼働を進める事業者にとって大きな司法リスクとなっている（表1参照）⁵。

表1：福島事故後の設置変更許可処分取消訴訟の下級審裁判例

事件名	裁判所・年月日	結論
(A) 川内1号・2号 一審	福岡地判 令和1・6・17	請求棄却
(B) 大飯3号・4号 一審	大阪地判 令和2・12・4	請求認容（=許可取消し）
(C) 玄海3号・4号 一審	佐賀地判 令和3・3・12	請求棄却
(D) 川内1号・2号	福岡高判	請求棄却

控訴審	令和7・8・27
-----	----------

出典：筆者作成

原子炉設置変更許可の取消訴訟では、許可に際して規制委が行った安全審査を、裁判所がどの範囲で審理ないし再チェックすべきかが争点になる。この点につき上記裁判例はいずれも、いまから約30年前の平成4年伊方原子力発電所訴訟最高裁判決⁶（以下「伊方最判」という。）が示した判断過程審査というフレームワークに従っている⁷。これは、裁判所は原子炉設置許可処分の取消訴訟において、安全性をゼロから全面的・積極的に審査する必要はなく、規制委の判断過程に安全性を搖るがすような不合理な点はないかという限度で審理すれば足りるとの考え方である⁸。

伊方最判が出された後、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、規制委の設置に伴う許可処分権者の変更など、原子力安全規制法体系の大きな

変更があった。前提とする法にそのような改正があった以上、厳密には同最判はもはや「判例」ではない⁹。しかし上記裁判例は伊方最判が示した判断過程審査というフレームワークを維持しており、この流れは今後も続くと思われる。

他方で、福島事故後の規制体系の変化を正しく踏まえていないためか、上記裁判例には伊方最判の不適切な引用・準用が見られる。今後も同最判は、原子力発電所をめぐる行政訴訟に加え、民事差止訴訟でも引用・参照されることが見込まれる。そのため、現在の法体系を踏まえた同最判の正確な理解が有用と考える。そこで本稿は、伊方最判が前提とした法体系と現在の法体系を対比させることで、今後、裁判所が伊方最判を引用・準用する際のガイドを提供したい。

2. 伊方最判とその当時の原子力規制法体系

まず、伊方最判のうち、いわゆる判断過程審査のフレームワークを提示したとされる、著名な箇所を確認しておく（＊番号・記号と下線は筆者による）¹⁰。

【最判平成4・10・29】

「……右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、①原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、①' 現在の科学技術水準に照らし、
 ②(a) 右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは②(b)当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、
 ③被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、④被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、⑤右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」

ここで、上記引用のうち下線①と②(a)にある「調査審議及び判断」や下線③ないし⑤にある「判断」なる用語の意味を確認しておく。福島事故後の下級審裁判例による伊方最判の引用箇所が（少なくとも

筆者には）理解しにくい原因是、これが十分意識されていないためと思われるからである。

伊方最判で争われた四国電力伊方発電所の設置許可は、昭和47年11月になされた¹¹。当時の炉規法¹²では、原子炉設置には内閣総理大臣の許可を要し（旧23条1項）、その許可要件として、「原子炉施設の位置、構造及び設備が……原子炉による災害の防止上支障がないものであること」（旧24条1項4号）などが列挙されていた¹³。

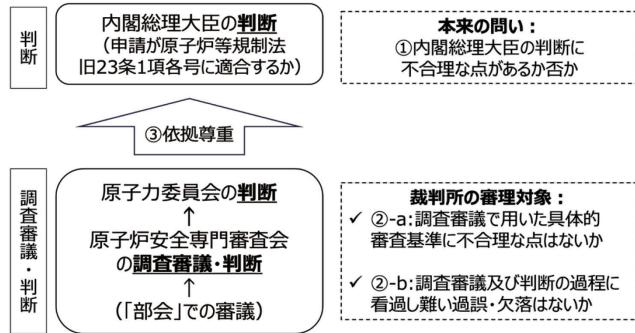
しかし内閣総理大臣は、原子炉の安全性に関する専門知見を有さない。そのため、内閣総理大臣は原子炉の設置許可に際して、旧24条1項各号に列挙された許可要件の判断（法文上は「各号に規定する基準の適用」）につき「あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない」（旧24条2項）とされていた。すなわち処分権者は内閣総理大臣ではあるけれども、諮問機関¹⁴である原子力委員会¹⁵に審査ないし判断を実質的に委ねていた。

ところが当時の法体系はさらに、ある種の委任のステップを設けていた。当時の原子力委員会設置法（昭和30年法律188号）は、「委員会に、原子炉安全専門審査会……を置く」（旧14条の2第1項）とし、原子力委員会内部に専門の審査組織を置いていた。原子炉安全専門審査会は「……委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する」（旧14条の2第2項、下線筆者）とされ、この組織が具体的な原子炉の安全性を審査することになっていた¹⁶。

すなわち、伊方最判の一審判決の言葉を借りると、「（筆者注：内閣総理大臣から）意見を求められた原子力委員会は……科学専門家によって構成されている安全審査会（筆者注：原子炉安全専門審査会を指す。）に原子炉の安全性に関する調査を指示し、その調査結果を得たうえで、原子力委員会の意見を確定して被告（筆者注：内閣総理大臣を指す。）に答申するという手続」となっていたのである。なお後述のように、現実には委任の構造はこれで終わらず、原子炉安全専門審査会が設置した「部会」と称するものに審査を委ねていた。

以上を図1に示した。

図1：伊方最判（平成4年）が前提とした原子炉の設置許可体系



出典：筆者作成

判断過程審査をめぐる伊方最判の判示のうち、下線①を付した箇所の前半「原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断」¹⁷にいう「調査審議」が、原子炉安全専門審査会の機能である「調査審議」（炉規法旧14条の2第2項）を意識していたことは疑いない。

そして実際の「調査審議」は原子炉安全専門審査会が設置した「部会」にさらに委ねられていた。伊方発電所の場合、原子炉安全専門審査会（第101回）は、昭和47年5月12日に「第八六部会」と称する部会を設置し、これに審査の詳細を委ねた。同部会は同年5月17日から同年10月31日にわたり、調査審議17回、現地調査6回を実施し、その結果として同年10月31日に部会報告書と称するものを決定した。原子炉安全専門審査会（第107回）は同年11月17日に、上記部会報告書を審査した上で「了承」している。この了承こそ、「原子炉安全専門審査会の専門技術的な……判断」（伊方最判上記引用の下線①）、又は「原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断」（同②(b)）である。その上で原子炉安全専門審査会は同日（11月17日）、当該判断を原子力委員会に対して報告している¹⁸。

報告を受けた原子力委員会は、4日後の昭和47年11月21日に、「審議した結果、同設置は許可して差支えないと判断し、原案どおり内閣総理大臣あて答申することを決定」している¹⁹。ここにいう審議と「許可して差支えない」との判断こそが、下線部①前半にいう「原子力委員会……の専門技術的な調査審議及び判断」である。

最後に、原子力委員会からの上記答申を受けた内

閣総理大臣は、申請が炉規法旧24条1項各号に適合するとして、11月29日に設置を許可している。適合するとしたことが、下線部①後半の「被告行政庁の判断」である。また、「被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には」（下線部③）とは、原子力委員会の上記答申に依拠・尊重した事実を指す。

次に、下線部②(a)や同②(b)にある「具体的審査基準」とはなにか。前述の通り、当時の許可要件は「災害の防止上支障がないものであること」という抽象的なものにすぎなかった。これを具体化するために定められた告示、安全設計審査指針²⁰、原子炉立地審査指針²¹、気象手引²²が、伊方最判のいう「具体的審査基準」である。

このように伊方最判の判示には「調査審議」やそれぞれ異なった意味を持つ「判断」という言葉が出てくるが、それらの意味するところは以上の通りである。

3. 福島事故後の下級審裁判例は伊方最判をどのように引用しているか

(1) 福島事故後の原子炉安全規制法体系

ここで福島事故後に成立した平成24年の原子力規制委員会設置法（平成24年法律47号）による、原子力安全規制法体系の諸変化を確認しておく²³。

第一は、処分行政庁の変更である。それまでは内閣総理大臣（その後通商産業大臣、経済産業大臣へと変更）が原子炉設置変更許可をするものとされていたが、新たに設置された合議制機関である規制委へと変更された（炉規法43条の3の5第1項）。

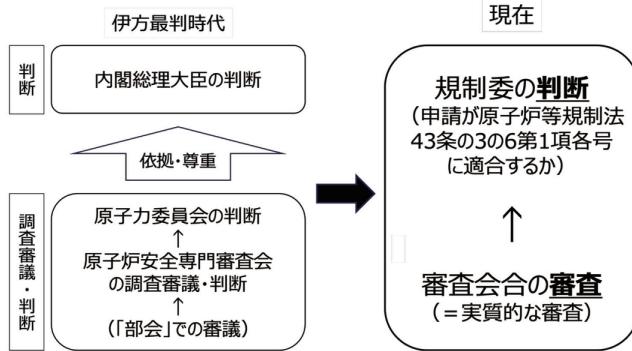
ただし原子炉の安全審査は非常に幅広い分野の専門的知見を要するため、規制委の合議に参加する5名の委員のみで行うことはもとより不可能である。そのため現実の安全審査は、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」（通称：審査会合）で実施されている²⁴。

第二は、設置許可要件をめぐる文言の微妙な変化である。旧法下では「災害の防止上支障がないものであること」（炉規法旧24条1項4号）とされていたところ、「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」（炉規法43条の3の6第1項4号、下線筆者）

と変更された²⁵。これを受けて各種規則が制定されている²⁶。

以上を図2に示した。

図2：福島事故後の原子炉の設置許可体系



出典：筆者作成

(2) 福島事故後の下級審裁判例の検討

では以上を踏まえて、伊方最判の判断過程審査にかかる判示を、最近の下級審裁判例がどう引用しているのかをみよう。伊方最判と表1の裁判例とを対比したのが表2である。

表2：伊方最判と福島事故後の下級審裁判例の比較

	審査の観点 (①、①')	なにをチェックするか (②、③)	結論 (④、⑤)
伊方最判	「……原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、」「現在の科学技術水準に照らし、」	「右調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的な審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、「被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、」	「被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」
裁判例(A) 川内一審	「……処分行政庁の専門技術的な調査審議及び判断を	「前記調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があ	「処分行政庁の前記判断に不合理な点がある

経てなされた判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、「原子力関連法令等の趣旨又は現在の科学技術水準に照らし、」	り、あるいは当該原子炉施設が前記具体的な審査基準に適合するとした処分行政庁の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がある場合には、「	ものとして、それに基づく原子炉設置(変更)許可処分は違法と解すべきである。」
裁判例(B) 大飯一審	「……原子力規制委員会の調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該発電用原子炉の設置許可申請が上記具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、「	「原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく発電用原子炉設置許可処分は違法であると解するのが相当である。」
裁判例(C) 玄海一審	「……原子力規制委員会の専門技術的な審査及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、「現在の科学技術水準に照らし、」	「上記審査において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉施設が上記具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、「
裁判例(D) 川内控訴審	「……調査審議を経た上で行った原子力規制委員会の判断に不合理な点があるかという観点から行われるべきであつて、「現在の科学技術水準に照らし、」	「調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、又は当該原子炉施設が具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、「その判断がこれに依拠してされたと認められる

	場合には、」	
--	--------	--

出典：筆者作成

a. 裁判所の審理のあり方に関する箇所

まず、裁判所の審理の観点は本来どうあるべきかという点（表2の①）についてみよう。裁判例(A)や(D)は「調査審議」という言葉を用いている。これは対応する伊方最判を引いたものだろう。しかし前節で確認したように、これは伊方発電所の安全審査をした原子炉安全専門審査会の役割として法が定めた「調査審議」に由来する。しかし現在、安全審査は「審査会合」でなされているから、この言葉にこだわる必要はない。審査会合の所為は、「審査」であろう。よって、「原子力規制委員会の……審査及び判断」とする裁判例(C)が、現在の法体系に沿つたものと言える。

ただし伊方最判は、「原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断」としているので、これに忠実に沿うならば、

「原子力規制委員会又は審査会合における専門技術的な審査及び判断」であろうか。

筆者が違和感を覚えたのは、裁判例(A)である。伊方最判は、原子力委員会による「判断」に依拠してさらに内閣総理大臣が「判断」するという当時の委任構造を前提としていた。伊方最判のこの部分を書き写したためか、裁判例(A)は「处分行政庁（筆者注：規制委を指す）の専門技術的な調査審議及び判断を経てなされた判断」としている。しかし現在では、規制委自ら判断する。よって、末尾の「を経てなされた判断」は不要だろう。

なお伊方最判の①' 「現在の科学技術水準に照らし」の箇所に対応する箇所をみると、裁判例(A)が「原子力関連法令等の趣旨又は」を加えているほかは、そのまま引用している。このフレーズにも複数の解釈があるようだが²⁷、ここではこれ以上触れない。

b. 実際に裁判所が審理すべき対象に関する箇所

表2の②、③の箇所にも「調査審議」という言葉が出てくる。これも上記同様、「審査」に置き換えたほうがより現在の実態に沿うだろう。

次に、許可当時の要件が「災害の防止上支障がないものであること」という抽象的要件であったため、

伊方最判では、原子力委員会や原子炉安全専門審査会が具体化した各種基準（=伊方最判のいう「具体的審査基準」）の合理性とそれへの適合性を問題にしていた（伊方最判上記引用の下線部②の(a)及び(b))。ここで伊方最判が審査基準と呼んだものは、当時の告示、安全設計審査指針や立地審査指針、気象手引などであった。

対して現在では、許可要件が「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」となった。そうすると現在において裁判所が審理すべきは、規制委規則が定めた基準の合理性・適合性である。ただし現実の審査会合では、さらに細かな告示や各種内規（規則解釈、審査基準、ガイド等）に従い進められている²⁸。よって裁判所の審理も、それらの合理性・適合性を審理せざるを得ない。

ここで気になるのは裁判例(A)ないし(D)がいずれも、伊方最判の文言をそのまま引いて、「審査基準」の合理性とそれへの適合性を判断するとしていることである。というのも現在、規制委の内規として「審査基準」という形式が用いられ、これに従つて審査されているからである²⁹。したがって現在においては、判断過程審査というフレームワークの説明で「審査基準」という言葉を用いることは、無用な混乱を招くように思う。妙案はないが、現行の審査体系に合わせれば、「原子力規制委員会規則が定める基準」、又は「審査で用いられた具体的な基準」などとすればよいであろう。

c. その他

前述のように伊方最判は、原子力委員会による安全との「判断」に依拠・尊重し、さらに内閣総理大臣が安全と「判断」した上で、原子炉設置を許可するという構造を前提にしていた。したがって、「被告行政庁（引用者注：内閣総理大臣）の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には」というフレーズがあった。裁判例(D)はこれを引いて、「その判断がこれに依拠してされたと認められる場合には」と述べるが、現在では規制委単独で判断するから、このフレーズも不要である。

なお、この「依拠」をめぐる下級審裁判例の混乱は、伊方最判のいわゆる主張・立証ルールをめぐる点についても言える。伊方最判は、設置許可取消訴

訟においては、まず被告（内閣総理大臣）の側が、「その依拠した前記の具体的な審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないこと」を相当の根拠・資料に基づき主張・立証する必要があるとした（下線筆者）。ここで被告（内閣総理大臣）が依拠したのは、諮問機関たる原子力委員会の調査審議・判断等である。しかし現在では、規制委自ら審査・判断するのだから「依拠」のような構造はない。にもかかわらず福島事故後の下級審はいずれも、「その依拠した」「原子力規制委員会が依拠した」などと述べている。そうではなく、シンプルに「被告（原子力規制委員会）が審査で用いた具体的な基準並びに審査及び判断の過程に不合理な点のないこと」などとすべきであろう。

（3）まとめ

いささか重箱の隅を突くようなことを書いてきたが、まとめると以下のようになる。

- 伊方最判の「調査審議」なる語は、原子炉安全専門審査会の権能（炉規法旧14条の2第2項）に由来する。現在は審査会合で審査しているのだから、「審査」と言い換えてはどうか。
- 伊方最判当時は、原子力委員会の安全との「判断」に依拠・尊重して、内閣総理大臣がさらに「判断」して、原子炉設置を許可していた。現在は、規制委が直接「判断」する。伊方最判を引く際には、この違いを意識すべきである。
- 伊方最判は、「審査基準」の合理性等を審理するとしている。しかし現在、規制委が「審査基準」という形式の文書を定めて、審査で用いている。混乱を避けるために、「審査において用いられた具体的な基準」などとしてはどうか。

以上を踏まえて、現在の審査体系に沿って伊方最判のフレームワークを筆者なりに書けば、以下のようになる。

「……原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理は、原子力規制委員会の専門技術的な審査及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。そして、現在の科学技術水準に照らし、上記審査において用いられた具体的な

基準に不合理な点がある場合、又は、当該原子炉施設が上記の具体的な基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、原子力規制委員会の上記判断に不合理な点があるものとして、これに基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」

4. 補論：「不許可処分」の取消訴訟にも、伊方最判のフレームワークは及ぶか

前述（脚注(3)参照）のように、原子炉の設置変更申請が不許可とされた事例がある。この場合、理論的には規制委を被告に当該不許可処分の取消訴訟を提起できる³⁰。その際の問題は、「不許可処分」の取消訴訟にも伊方最判が示した判断過程審査というフレームワークが及ぶかである。伊方最判（及びその原審）がこれを採用した理由は、処分行政庁の専門技術的な裁量を尊重したからであった。原子炉設置許可処分も、不許可処分も、規制委の専門技術的判断の結果であることは変わらない。またともに、炉規法上の同じ条文に根拠を有する。そうすると、伊方最判の判断過程審査のフレームワークは、不許可処分にも及ぶように思われる。

しかし伊方最判は——少なくとも形式的には——不許可処分を縛る判例ではない。なぜならば同最判は、「……原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟」（下線筆者）における審理方法を論じたものだからである。伊方最判が正当とした原審も、「安全性を肯定する行政庁の判断に……不合理があるか否か、という限度で行うのが相当」（下線筆者）としており、同じく許可処分を想定している。

また裁判所のリソースという側面から考えると、許可処分の取消訴訟をゼロベースで審理することは非現実的であるのに対して、不許可処分の取消訴訟であれば規制委が不許可とした根拠に絞って争点化・審理されるだろうから、判断過程に限定しないゼロベースでの審理も不可能ではない。またかりに裁判所が規制委の不許可処分を取り消しても、それは原申請の許可を意味しないから（行政事件訴訟法33条2項）、周辺住民保護の要請に悖るわけではない。

加えて、伊方最判のもう一つの判示事項である主張・立証に関するルールとの関係を踏まえる必要がある。伊方最判は、「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては」（下線筆者）との限定を付した上で、まずは被告（内閣総理大臣、現在ならば規制委）の側が自らの判断の合理性を主張・立証すべきとのルールを採用した。その根拠は、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」にある。しかし、不許可処分取消訴訟の原告となる電力会社は規制委審査の当事者そのものだから、各種証拠資料へのアクセス面で大きな制約はなく、取消訴訟における武器（攻撃・防御方法）の対等性は確保されている。たとえ規制委の方が相対的に多くの証拠資料を有するとしても、主張・立証をめぐる基本原則の修正が要請されるまでの証拠の偏在があるとは言えないだろう。

また伊方最判の主張・立証ルールを、潜在的影響が大きな原子炉設置という行為に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の訴訟手続における具現化と捉えることもできよう³¹。しかし原子炉設置をめぐる行政庁の説明責任は、少なくとも一義的には、万が一過酷事故が生じた場合に甚大な影響を受けるにもかかわらず、原子炉設置許可プロセスに参加する術を持たない周辺住民（ないしは広く国民一般）に対して果たすべきものであって、原子炉設置の当事者である電力会社との関係にまで拡張することは難しい。

したがって、もし上記のように考えるならば——訴訟の原則に立ち戻り——原告（事業者）に不許可処分が不合理（又は不当）であるとの主張・立証を担わせるべきである。そして伊方最判の判断過程審査に関する判示と主張・立証ルールに関する判示が相互連関するものと理解するのであれば、判断過程審査をめぐる部分も修正が迫られる可能性がある。筆者には以上の点を専門的に論ずる能力はないが、「伊方最判の判断過程審査は、原子炉設置不許可処分の取消訴訟にも適用されるに決まっている」などと単純には言えないことだけは指摘しておきたい。

【注】

¹ 本稿では混同を避けるため、原子力規制委員会は原則「規制委」と略記し、原子力委員会はそのまま記載する。

² 2025年7月末時点での加圧水型(PWR)12基と沸騰水型(BWR)2基が再稼働している（電気事業連合会ウェブサイトによる）。

³ 再稼働申請が不許可とされたものもある（第42回規制委（令和6・11・13）〔日本原子力発電敦賀発電所2号〕）。

⁴ 許可を取り消したものとして大阪地判令和2・12・4（LEX/DB文献番号25571222）〔関西電力大飯3号・4号〕が、訴えを退けたものとして福岡地判令和1・6・17（LEX/DB文献番号25570327）〔九州電力川内1号・2号〕、その控訴審の福岡高判令和7・8・27（令和元年(行コ)27号、判例集未登載）、佐賀地判令和3・3・12（LEX/DB文献番号25569721）〔九州電力玄海3号・4号〕がある。

⁵ このほか、事業者を相手とした民事差止訴訟も多い。民事差止訴訟を原子力発電の公益性の観点から検討したものとして拙稿「原子力民事差止訴訟における公益性の位置づけと裁判所の役割」公益事業研究77巻1号（2025年）41頁を、差止仮処分の諸課題を検討したものとして同「原子力発電所の運転差止仮処分の検討：『保全の必要性』要件を中心に」環境法研究17号（2023年）145頁、同「仮処分の再申立ての規律：原子力発電所運転差止仮処分を題材に」自治研究101巻7号（2025年）117頁を参照。

⁶ 最判平成4・10・29民集46巻7号1174頁。

⁷ 令和3年玄海一審判決までの下級審裁判例を検討する島津裕一郎「伊方発電所訴訟最高裁判決の現代的役割と課題—行政裁量と司法審査手法に係る検討」電力中央研究所報告SE24001（2025年）16頁は、「原子炉の安全性を巡る審査に行政庁の裁量を認め、原子炉設置許可処分の適法性の司法審査において……判断過程審査を用いる伊方判決の先例的意義は、現在においても妥当する」と述べる。

⁸ この一文は、伊方最判の原審（高松高判昭和59・12・14）の「原子炉設置の安全性に関する司法審査は、その安全性いかんという問題について裁判所が全面的、積極的に審理判断するのではなく、安全性を肯定する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当」との一文をパラフレーズしたものである。判断過程審査の説明としては、最判の判示よりもこちらのほうが直感的に理解しやすいであろう。

⁹ 福岡地判令和1・6・17・前掲注(4)は、原告適格をめぐる箇所では過去の最判を参照している。ところが司法審査の在り方をめぐる箇所では、原告が伊方最判を明示してこれに従うべきだと主張したにもかかわらず——また結論においては伊方と同様の判断過程審査を採用しているにもかかわらず——伊方最判には触れていない（筆者とのディスカッションにおける電中研・島津裕一郎氏の指摘による）。これは、法体系に変更があった以上、伊方最判が厳密な

「判例」ではないと裁判所が考えたため、言及を避けたのかもしれない。

¹⁰ 伊方最判には判断過程審査というフレームワークのほかに、当事者間の主張・立証をめぐる判示もあるが、いったんここでは省略する。

¹¹ 昭和47・11・29付47原第10921号。伊方発電所許可処分の日付は、伊方訴訟一審判決（松山地判昭和53・4・25）では原告主張に基づき同月28日とされていた。そのため複数の二次資料が、許可日を11月28日とする。しかしその控訴審判決・前掲注(8)は、一審判決の「被告が昭和四七年一一月二八日本件原子炉の設置許可処分をした」（行裁集29巻4号592頁4行目）との部分のうち、「二八日」を「二九日」と補正しており（行裁集35巻12号2156頁）、上告審での上告理由も「内閣総理大臣は昭和四七年一一月二九日...設置許可処分をなした」（民集46巻7号1258頁）とするなど、正確には11月29日だと思われる。

¹² 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律166号）。

¹³ このほか、「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（旧24条1項3号）などがあった。伊方訴訟においては3号要件も争点であったが、ここではもっぱら4号の問題として扱う。

¹⁴ この処分に関する限り原子力委員会は内閣総理大臣の諮問機関である。高橋利文「判例解説」最判解民事篇平成4年度399頁、430頁。

¹⁵ 平成24年設置の規制委がいわゆる3条委員会であるのに対して、原子力委員会はいわゆる8条委員会（審議会等）である。

¹⁶ 原子炉安全専門審査会は昭和30年の同法制定当初ではなく、昭和36年改正（昭和36年法律69号）により置かれた。これは、それまで原子力委員会の実際の審査を法定されていない組織が担っていたところ、「原子炉の安全審査に対しては、更に一層公正を確保するため、責任ある審査機関を法制化する」（第34回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議事録10号（昭和35・3・25）2頁）との国会付帯決議を受けて、法定化したものである。

¹⁷ 本引用中の「若しくは」は「又は」とすべきではなかったかなど、この日本語自体、解釈がやや難しいことも否定できない。

¹⁸ 原子炉安全専門審査会（昭和47・11・17）「四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置に係る安全性について」
(<https://www.aec.go.jp/kettei/ugoki/geppou/V17/N1/197217V17N11.html>)。

¹⁹ 第46回原子力委員会（昭和47・11・21）原子力委員会月報昭和47年11月（通巻197号）。

²⁰ 原子力委員会（昭和45・4・23）決定「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」。

²¹ 原子力委員会（昭和39・5・27）決定「原子炉立地審査指針」。

²² 原子炉安全基準専門部会（昭和40・11・2）「原子

炉安全解析のための気象手引」（原子力委員会（昭和40・11・11）承認）。

²³ 島津・前掲注(7)・9頁以下によった。なおこのときの炉規法の大幅な改正は、原子力規制委員会設置法の附則によっている。

²⁴ 審査会合の設置根拠があいまいであると指摘するものとして、拙稿「12.5 補論：我が国の規制委における再稼働等審査の課題」『電力自由化と法—競争と多様な政策の実現』（信山社出版、2024年）339頁以下を参照（第1回審査会合に先立ち2013年7月10日の規制委に提出された規制庁名義の文書（「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」）に「審査のため、担当委員出席の下、審査会合を開催することとする」と記載されているに過ぎないとする。）。

²⁵ これにより行政庁（規制委）の裁量の余地・根拠が拡大したと言える。佐賀地判令和3・3・12・前掲注(4)は、「同項4号にいう基準については原子力規制委員会が制定する原子力規制委員会規則で定めることとされていることも踏まえ」た上で、規制委の専門技術的裁量を肯定している。

²⁶ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令77号）、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年規制委規則5号）、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年規制委規則6号）などがある。

²⁷ 伊方最判の調査官解説（高橋・前掲注(14)・423-24頁）は、「.....処分当時の科学的知識によれば.....十分安全であると判断された場合であっても、設置許可処分取消訴訟において、現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、重大な事故の可能性が高い場合には許可は違法として取り消されるとする。他方で当初より、山田洋「判批」平成4年度重要判例解説（ジュリスト1024号（1993年））45頁、47頁が「.....判断過程の審査を志向するものと本判決を読むと、その合理性を「現在の科学技術水準に照らし」て審査するとしている点との整合性は気になる」と述べるなど、判決時点の最新の科学知識で審査することと判断過程審査とが必ずしも整合しないとの指摘があったようである。

²⁸ 規制委ウェブサイト「実用発電用原子炉に関する規則・告示・内規・ガイド」
(https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/jitsuyou_kisoku.html) を参照。

²⁹ 規制委（平成25・6・19）決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号）、規制委（平成25・6・19）決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号）など。

³⁰ 不許可決定を受けた日本原電は、取消訴訟は提起せず、設置変更許可を再申請するとしている（令和6・11・13付同社プレスリリースによる）。

³¹ 電中研・島津氏の指摘による。同氏からはほかにも、行政法に無学な筆者の草稿に温かい目で多数の

コメントを頂戴した。記して感謝する。

(さとう よしくに)

中間指針第五次追補後の控訴審判決の動向

弁護士 豊永 晋輔

1. 概要

平成23年（2011年）に発生した福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）による被害について、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）18条1項に基づく「一般的な指針」を、第四次追補まで策定した。その後、同審査会は、令和4年（2022年）12月、最高裁による上告棄却等により確定した7件の高裁判決を集約しつつ、精神的損害を中心に追加的な賠償項目を定め、また、精神的損害の目安額を増加する第五次追補を策定した（本件事故後の一般的な指針を併せて、以下、「中間指針等」という¹。精神的損害の金額について、表参照。）。このような経緯に照らすと、最高裁判所が、本件事故に伴う精神的損害について東京電力株式会社（本件事故後の商号変更を含み、以下「東京電力」という。）を被告とする訴訟において、精神的損害の金額を判断する可能性は乏しい。そこで、第五次追補をさらに改訂する必要があるのかという観点からは²、第五次追補後のいわゆる集団訴訟³の裁判例、特に控訴審判決において、どのような判断が示されているのかが重要となる。そこで、第五次追補後に言い渡された8件の高裁判決を対象として⁴、①中間指針の性質上、損害費目が十分であるかが重要であるため、新たな精神的損害の費目はあるか、②中間指針等には言及のない⁵、東京電力の悪性を考慮するか、③損害賠償の金額の水準として充分といえるかについて概観し(2)、若干の考察を加える(3)。

＜表：中間指針等による精神的損害の金額＞

区域	金額
帰還困難区域	1580万円
居住制限区域・避難指示等解除準備区域	1130万円
緊急時避難準備区域	230万円
屋内退避区域	(妊婦・子ども) 90万円 (上記以外) 118万円

自主的避難区域	(妊婦・子ども) 48万円 (上記以外) 20万円
---------	------------------------------

2. 集団訴訟に係る高裁判決の状況

本件事故による被害に関して、第五次追補後に言い渡され、一般に入手可能な高裁判決（控訴審判決）として⁶、仙台高判令和4年11月25日TKC文献番号25572486（以下「①判決」という。）、仙台高判令和5年3月10日TKC文献番号25572756（以下「②判決」という。）、名古屋高判令和5年11月22日TKC文献番号25597720以下「③判決」という。）、仙台高判令和6年2月14日TKC文献番号25598797（以下「④判決」という。）、東京高判令和6年1月26日訟月71巻3号177頁（以下「⑤判決」という。）、仙台高判令和6年3月18日TKC文献番号25620042（以下「⑥判決」という。）、東京高判令和6年4月19日TKC文献番号25621292（以下「⑦判決」という。）、大阪高判令和6年12月18日TKC文献番号25622667（以下「⑧判決」という。）がある。以下、順にみる。

(1) 仙台高判令和4年11月25日TKC文献番号25572486 (①判決)

①判決は、新たな損害費目を認めない一方で、特徴として、東京電力の悪性による精神的損害の増額を強調する。すなわち、①判決によれば、「避難を余儀なくされた慰謝料」として、「原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により『避難生活を余儀なくされたこと』から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定する……。このような慰謝料を算定するにあたっては、本件事故の発生について、事故を予見しながら結果回避を怠り深刻な原発事故を発生させた重大な責任が被告にあることも考慮して算定する……。原告らの避難は、原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら

地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に予見していた津波被害の対策を先送りして起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものと評価できるからである。」と判示する⁷。そして、避難を余儀なくされた精神的損害の金額として、①判決は、避難指示解除準備区域の住民に対して1人当たり150万円、緊急時避難準備区域の住民に対して、1人当たり70万円とする。

また、避難継続に係る精神的損害として、避難指示解除準備区域の住民に対して1人当たり850万円、緊急時避難準備区域の住民に対して、1人当たり180万円、故郷変容慰謝料として、避難指示解除準備区域の住民に対して1人当たり100万円、緊急時避難準備区域の住民に対して、1人当たり50万円を認めた。その結果、合計金額は、避難指示解除準備区域の住民に対して1人当たり1100万円、緊急時避難準備区域の住民に対して、1人当たり300万円である。

(2) 仙台高判令和5年3月10日TKC文献番号25572756 (②判決)⁸

②判決は、新たな損害費目を認めない。また、東電の悪性を強調するのは、①判決と同様である。

精神的損害の金額について、②判決は、自主的避難等について、妊婦・子ども以外に対して30万円、妊婦又は子どもに対して68万円、屋内退避区域については、妊婦・子ども以外に対して90万円、妊婦又は子どもに対して130万円と判示した。これらは、いずれも、第五次追補よりも高額となっている。

(3) 名古屋高判令和5年11月22日TKC文献番号25597720 (③判決)⁹

③判決は、新たな損害費目を認めない。また、同判決は、東電の悪性を強調した精神的損害の増額を認めない。

精神的損害の算定については、③判決の特徴として、本件事故時に居住していた区域によらず、個別の原告ごとに「一切の事情を考慮すれば」と述べて、精神的損害の金額を示す。また、過酷避難などの精神的損害の細目もない。とはいっても、本件事故時に居住していた区域を意識していないわけではなく、帰還困難区域1500万円（中間指針等の金額の1580万円

より80万円少ない。）、居住制限区については、850万円（中間指針等の1130万円より280万円少ない。）、避難指示解除準備区域の住民に対しては900万円（中間指針等の1130万円より230万円少ない。）、緊急時避難準備区域の住民に対して180万円（中間指針等の230万円より50万円より少ない。）、自主的避難については、各原告の事情によって差があり、妊婦・子ども以外に対して一般15万円から120万円まで（中間指針等の金額は20万円）、妊婦・子どもに対しては、15万円から120万円（中間指針等の金額は48万円）となっている。

(4) 仙台高判令和6年2月14日TKC文献番号25598797 (④判決)

④判決は、「線量不安慰謝料」という中間指針等にない名称の精神的損害を認める。また、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、第5次追補が「故郷変容」という言葉を用いているのに対して、④判決は、「故郷喪失慰謝料」という言葉を用いる。さらに、④判決も、東電の悪性を強調した精神的損害の増額は認めない。

精神的損害の金額について、④判決は、判決別紙の目録が公表されていないため、個別の金額は不明であるものの、一般論としては、居住制限区域又は避難指示解除準備区域の住民に対して、避難継続慰謝料として850万円、故郷喪失慰謝料として330万円、線量不安慰謝料として、妊婦・子どもに対して60万円、それ以外に対して30万円を認め、合計すると、妊婦・子どもは1240万円、それ以外に対して1210万円を認める。

(5) 東京高判令和6年1月26日訟月71巻3号 (⑤判決)

⑤判決は、新たな損害費目を認めない。また、同判決は、東電の悪性を強調した精神的損害の増額は認めない。

精神的損害の金額について、⑤判決は、原告一人ずつ（世帯ごとに）慰謝料等を算定する。まず、帰還困難区域の住民については、1680万円を認めた。これは、中間指針等の1580万円より100万円多い。その内訳は、避難85か月、月額10万円で850万円に加えて、故郷喪失慰謝料として、「一切の事情を併せ考慮」して800万円、過酷避難30万円である¹⁰。次

に、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の原告については、1280万円¹¹である。その内訳として、過酷避難慰謝料を30万円とし、また、故郷変容慰謝料を400万円とし、避難慰謝料を月額10万円の85か月分の850万円とし、合計1280万円とした。また、緊急時避難準備区域の住民に対しては、避難18か月180万円と故郷変容慰謝料100万円の合計280万円（中間指針等の230万円よりも50万円多い。）とした。一時避難要請区域及び屋内退避区域の住民に対しては、妊婦・子どもと妊婦・子ども以外を区別せずに、一律100万円とした。この金額は、中間指針等と比較すると、妊婦・子ども以外については10万円多く、妊婦・子どもについては18万円少ない。また、自主的避難区域の住民に対しては、個別事情による幅はあるものの、妊婦・子ども以外に対して30万円から60万円まで（中間指針等は20万円）、妊婦・子どもに対しては、100万円（中間指針等の48万円よりも52万円多い。）とした。

**(6) 仙台高判令和6年3月18日TKC文献番号25620042
(⑥判決)¹²**

⑥判決は、新たな損害費目を認めない。⑥判決は、東電の悪性を認め、考慮に入れる。ただし、①判決及び②判決と異なり、「重要な一事情である」と述べるのみで、具体的な精神的損害の算定には関連付けていない。

精神的損害の金額について、判決別紙が公表されていないため、詳細は不明であるものの、帰還困難区域は1550万円（避難継続慰謝料850万円、故郷喪失慰謝料700万円）、また、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の住民に対しては、故郷変容慰謝料を250万円に、緊急時避難準備区域の住民の故郷変容慰謝料は50万円と判示した（避難慰謝料は、いずれの区域も、中間指針等と同額である。）。

**(7) 東京高判令和6年4月19日TKC文献番号25621292
(⑦判決)**

⑦判決は、新たな損害費目を認めない。また、同判決は、東電の悪性を強調した精神的損害の増額は認めない。

精神的損害の金額について、⑦判決は、自主的避難に関する精神的損害の額のみが問題となった。個別の原告ごとの金額は不明であるものの、一般論と

しては、妊婦・子どもに対して、60万円、妊婦・子ども以外について30万円を基準額とする。

**(8) 大阪高判令和6年12月18日TKC文献番号25622667
(⑧判決)**

⑧判決は、新たな損害費目を認めない。また、⑧判決は、東電の悪性を強調した精神的損害の増額は認めない。

精神的損害の金額について、⑧判決は、居住制限区域の原告1名に対して、823万円、緊急時避難準備区域の原告1名に対して、282万円を認めた。また、自主的避難については、個別の原告の事情は別とすれば¹³、一般論としては、妊婦・子供に対して60万円、それ以外に対して30万円と判断した。居住制限区域については、原告の請求期間の関係で¹⁴、第五次追補よりも少額となっているものの、故郷変容慰謝料として250万円、過酷避難慰謝料として30万円であり、いずれも第五次追補と一致する。また、緊急時避難準備区域の原告については、ADR手続を経ており、かつ、ADRによる和解金額をそのまま追認したため、第五次追補と一致しないものの、故郷変容慰謝料として50万円を認めた。

3. 若干の考察

(1) 新たな損害費目

8つの高裁判決は、新たな損害項目を設けることを志向しているのであろうか。

この点、④判決が判示する「線量不安慰謝料」は、中間指針等には存在しない名称である。したがって、新たな損害項目といえる可能性がある。もっとも、第五次追補が、「避難指示等の基準（本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれ）の裏付けとなる線量が測定されたことにより、後に政府が避難指示等を出した場所に一定期間以上滞在した者については、その滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたものと認められ、その侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、自主的避難等対象区域における損害を上回るものであり、賠償に値する」（中間指針第五次追補第2の3）と述べることからすれば、この慰謝料は、内容上、④判決が述べる線量不安慰謝料と等し

いといえる。

したがって、線量不安慰謝料は、新たな損害項目とはいえないと考える。

そのほか、新たな損害費目の有無という観点からは、新たな損害費目を設けるものは見当たらなかつた。

(2) 金額の水準

8つの判決では、精神的損害の金額が増加しているといえるであろうか。

a. 東京電力の悪性

東京電力の悪性について、①②⑥判決が認め、増額する旨判示する。では、東京電力の悪性を理由に、新たな指針を策定する必要があるのであろうか。

この点、精神的損害の算定に関して、最判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁が「名誉毀損による損害について加害者が被害者に支払うべき慰謝料の額は、事実審の口頭弁論終結時までに生じた諸般の事情を斟酌して裁判所が裁量によって算定するもの」と判示するなど、判例上、精神的損害の算定は、裁判所の裁量による¹⁵。

そうだとすれば、本件事故に至る経緯に関し、東京電力に悪性を認め、それを精神的損害の算定の増額事由とすることも、裁判所の裁量に含まれる。

もっとも、精神的損害の増額の要否という観点から、金額だけを見ると、①②⑥判決は、中間指針第五次追補以前の⑦判決と同等の水準に止まっている。また、第五次追補によれば、避難指示解除準備区域の住民に対して1人当たり1130万円であるのに対して、①②判決では、避難指示解除準備区域の住民に対しては第五次追補よりも低額となっている。

このように考えると、中間指針のさらなる追補の必要性はそれほど大きくないといえる。

b. 精神的損害の金額の水準

また、精神的損害の金額の水準が、中間指針等の水準を超えるといえるであろうか。

この点、判決の中には、中間指針等よりも高額の精神的損害を認めるものがあった。また、中間指針よりも低額のものもあった。もっとも、前記のとおり、精神的損害の算定は、裁判所の裁量であるから、金額にばらつきがあるのは、むしろ当然といえる。

そうだとすれば、精神的損害の額の目安として、

中間指針のさらなる追補の必要性はそれほど大きくないといえる。

【注】

¹ 原子力損害賠償紛争審査会が策定した一般的な指針のほかに、東京電力が、同指針に基づいて追加した賠償を含む。

² 永遠に終わらないという指摘もある（佐瀬裕史「中間指針第五次追補による確定判決の上書き」本誌282号（2023年）1頁）。

³ 集団訴訟の定義は特にないものの、典型的には、弁護団がサポートするような多人数を原告とする訴訟を想定している。

⁴ 報道によれば、いくつかの集団訴訟は、和解により終結したことである。

⁵ 第五次追補の基礎となった7件の控訴審判決の中には、東京電力や国の過失が本件事故の原因であるとして、それらの悪性を精神的損害の基礎とするものがあった。

⁶ 高裁判決の言渡しから、指針策定の基礎とするまでの間にタイムラグがあることから、正確には、第五次追補の基礎となった7件の控訴審判決の後に言い渡された判決である。

⁷ ①判決は、「このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、すなわちこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行なうことが相当である。この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の金額を認めるのが相当であると判断する。避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告については、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられる」と述べて、避難そのものに係る精神的損害の金額が、避難指示の内容（区域の指定）によって異なることを理由づける。もっとも、避難時点では必ずしも明らかでない区域の指定によって、避難を余儀なくされた精神的苦痛に差異が生じるのか、国や東京電力の悪性とどのような関係にあるのか、なお不明である。

⁸ 同判決は、国の責任を否定した。

⁹ 同判決は、国の責任は否定した。

¹⁰ 事情により増加する。例えば、原告番号5-1は47万円を認める。

¹¹ 車中泊などにより、増額している場合がある。

¹² 同じ仙台高判であるものの、①判決、②判決とは別の裁判体による。なお、同判決は、国の責任は否定した。

¹³ 妊婦・子供については、0円から70万円まで、それ

以外については30万円から40万円までという幅がある。

¹⁴ 同原告は、訴訟上、平成27年8月31日までの分を請求する。

¹⁵ 大判明治36年5月11日刑録9輯745頁は、「財産以外ノ損害賠償ノ數額ヲ考定スルハ専ラ事実承審官ノ職權ニ属ス從テ其判決ニハ損害要償ノ原因タル不法行

為ヲ認メ之ヲ認メタル理由ヲ明示スルヲ以テ足リ必
スシモ其數額ヲ考定シタル理由ヲ説示スルノ要ナシ
トス」と判示し、大判明治34年12月20日刑録7輯11巻
105頁は「人ノ名譽ヲ害シ因テ生シタル財産以外ノ損
害ニ付テハ其性質上損害額ヲ証明セサルモ裁判所ハ
諸般ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ムヘキモノトス」と判
示する。

研究班の動き (7~11月)

原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班

7月30日の第2回研究会では、道垣内主査から「福島第一原発事故と『原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約』」というテーマでご報告いただいた。原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約について、批准、立法措置に係る経緯を概観した上で、同条約における援助提供者に対する損害賠償債務の免除等の課題について説明いただいた。その後、同条約に係る国内法的手当及び国際裁判管轄等について議論した。

11月10日の第3回研究会では、佐瀬研究委員から「原賠における有限責任制度導入時の紛争解決手続の検討」というテーマでご報告いただいた。原子力損害賠償において有限責任制度が導入された際の紛争解決手続について、平成30年の原賠法改正時の議論や、国内法で有限責任について定める船主責任制限法の枠組みを踏まえて、想定される手続の在り方について説明いただいた。その後、人身損害や晩発性損害の扱い、仮払い制度について議論した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

7月11日の第2回研究会では、林研究委員から「国境を跨ぐデジタルサービスの提供にかかる規制の域外適用のあり方—電気通信事業法を例にしてー」というテーマでご報告いただいた。電気通信事業法を例に、電気通信サービスの域外適用について概観した上で、国家管轄権（立法、執行、司法）の観点から、事業者の国籍、電気通信設備の所在、サービスの提供対象で場合分けして論点を解説いただいた。その後、属地主義や効果主義をもとに海外事業者に対する法執行のあり方や多国間の規制の標準化等について議論した。

11月28日の第3回研究会では、西村研究委員から「サイバー防御新法と国際法」というテーマでご報告いただいた。能動的サイバー防御関連新法について概観した上で、アクセス・無害化措置の国際法上の合法性等について解説いただいた。その後、各国の主権侵害や民間事業者による措置、違法性阻却事由としての緊急状態、領域内での管轄権行使等につ

いて議論した。

環境法制・事例検討班

10月23日の第1回研究会及び11月20日の第2回研究会では、高島主査から「欧州人権裁判所における気候訴訟（シニア女性）」というテーマでご報告いただいた。スイスのシニア女性の欧州人権裁判所に対する気候訴訟について、気候訴訟としての本件の特徴やスイスの気候関連措置、国内での救済手続等を概観した上で、気候訴訟に関する一般的な考察、当事者の主張や関連条文の観点からの判決の概要、判決の意義や課題等を解説いただいた。その後、原告適格の重大性や切迫性の要件の判例との関係性、気候変動の文脈における個人・団体の原告適格、被害者の申立資格の要件の厳格さ、団体の認定基準等について議論した。

エネルギー事業に係る規制・競争政策検討班

10月28日の第2回研究会では、土田研究委員から「ドラギレポートと欧州のエネルギー政策/競争政策」というテーマでご報告いただいた。ドラギレポート（正式名「ヨーロッパの競争力の将来」）について概観し、EUにおけるエネルギー政策が招いた競争力低下や価格高騰、電力市場の問題等を説明した後、競争政策のあり方として企業結合や共同行為、国家補助等による競争力強化提案について解説いただいた。その後、欧州電力市場のルールや競争力強化策の課題について議論した。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

10月24日の第1回研究会では、電力中央研究所の丸山真弘様から「電力市場を巡る昨今の動き—再生可能エネルギーとの関係においてー」というテーマでご報告いただいた。再生可能エネルギーに関する昨今の電力市場の動きについて、各電源を巡る制度の変遷等を概観した上で、電源ごとの課題を解説いただいた。その後、供給力を確保する義務を小売事業者のみに課すことの妥当性、太陽光パネルのリサ

イクルにおける発電事業者の負担等について議論した。

原子力の安全性を巡る法的問題検討班

7月25日の2023-24年度第8回研究会では、友岡研究委員及びニーム大学のディエゴテレス教授から「放射性廃棄物処分について」及び「Challenges and evolution of nuclear waste management in France and Japan」というテーマでご報告いただいた。日本及びフランスにおける放射性廃棄物処分・管理の現状について、両国における行政、放射性廃棄物処分の実施主体、事業者のそれぞれの組織を概観しながら、

今後の課題を解説いただいた。その後、公衆が原子力を受容するためのフランス公開討論国家委員会(CNDP)における議論の在り方、地層処分に係る地域住民との議論の進展等について議論した。

11月11日の2025-26年度第1回研究会では、川合研究委員から「今後の原発の設置・運転をめぐる手続法的課題」というテーマでご報告いただいた。原子炉新增設に際して原子炉等規制法上、必要とされる手続きや既存の許可との関係について関連条文を参照の上、論点提示いただいた。その後、原子炉設置許可申請の方法や許可の対象等について議論した。

新着図書案内 (7~11月)

書名	著者	出版社
データが語る気候変動問題のホントとウソ	杉山大志	電気書院
新注釈民法(2) II 総則(2)	山本敬三、大村敦志、道垣内弘人	有斐閣
新注釈民法(8) 債権(1)	磯村保、大村敦志、道垣内弘人、山本敬三	〃
新注釈民法(10) 債権(3)	山田誠一、大村敦志、道垣内弘人、山本敬三	〃
新注釈民法(11) II 債権(4)	渡辺達徳、大村敦志、道垣内弘人、山本敬三	〃
新注釈民法(13) I 債権(6)	森田宏樹、大村敦志、道垣内弘人、山本敬三	〃
新注釈民法(16) 債権(9)	大塚直、大村敦志、道垣内弘人、山本敬三	〃
独占禁止法における社会公共目的の現代的地平	日本経済法学会編	〃

日本エネルギー法研究所季報

2025.12.1 Vol.289

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電話 03-6420-0902（代）
URL <https://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社吉田コンピュートサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。